

緊 急 銃 猟 対 応 マ ニ ュ ア ル

矢 祭 町

目 次

1. 緊急銃猟制度とは・・・1 p～
2. 通報時の対応及び体制表・・・2 p～
3. 緊急銃猟に係る条件の確認・・・6 p～
4. 計画の調整・・・8 p～
5. 緊急銃猟のための土地の立入り等・・・10 p～
6. チェックリスト・・・11 p～
7. 銃猟を行う際の留意事項・・・15 p～
8. 事後処理（原状回復、安全確保措置の解除等）・・・20 p～
9. 保険について・・・21 p～
10. 資器材関係・・・22 p～
11. 参考資料・・・23 p～

1. 緊急銃猟制度とは

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第28号）により、鳥獣保護管理法（以下法という）の一部が改正され、地域住民の安全確保のための措置を十分に講じた上で、大型獣の中でも特に人身被害を生じさせるおそれの高いクマ等について、住居集合地域等よりも広い概念である人の日常生活圏での銃猟をすることを可能とする制度である。

緊急銃猟は局所的に発生する出没に対応するものであることから、その主体は地域に精通した市町村長が行うこととなっており、安全確保等の措置を講じた上で、市町村長の判断により、住宅密集地等において銃猟を実施することができる。

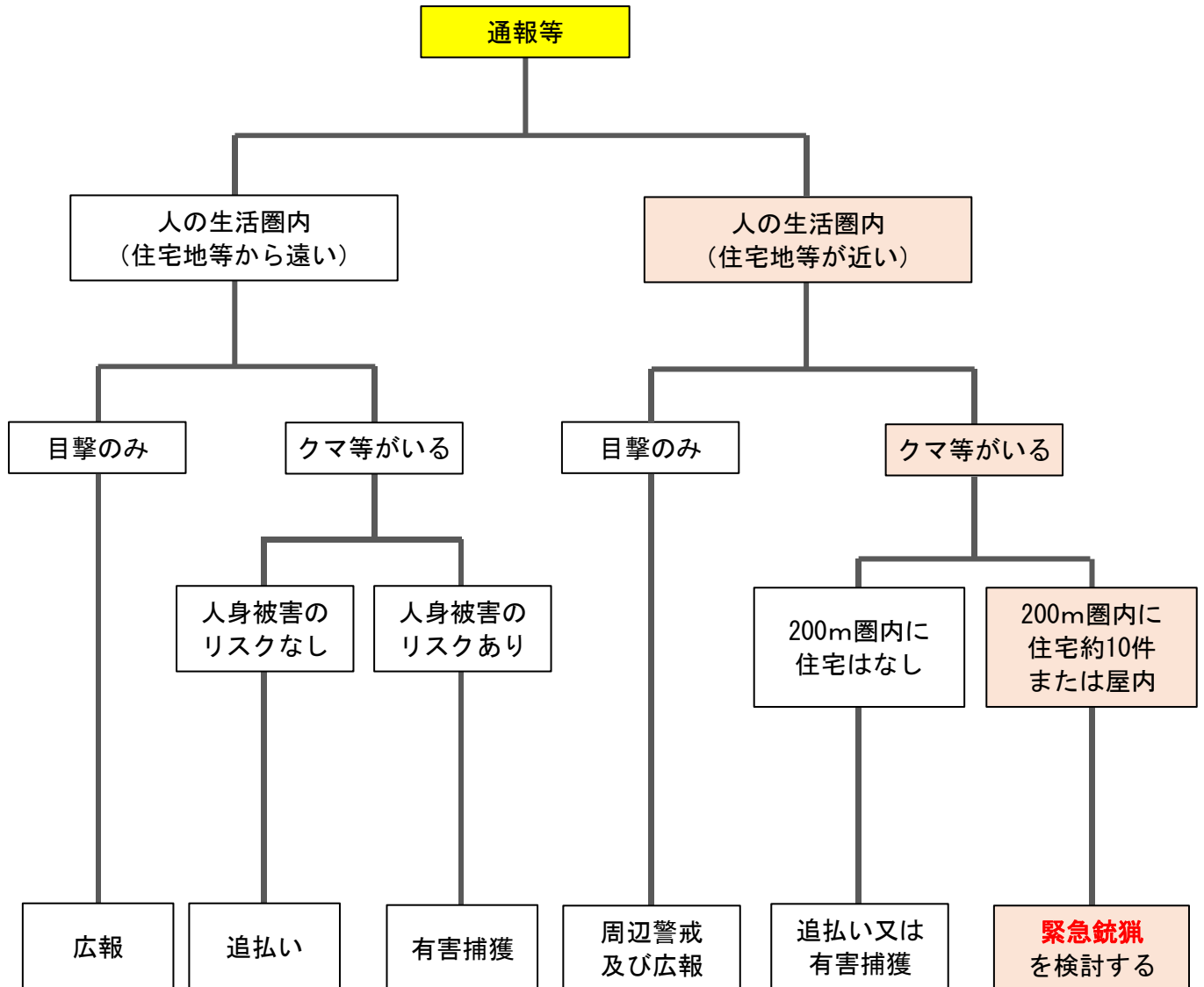
緊急銃猟制度のポイント	
どのような時に	法で定める4つの条件全てを満たした場合に可能
どこで	人の日常生活圏内であって安全確保が可能な場所 ※主にクマ等が建物に侵入している場合など
誰が	実施の判断や安全確保を含め、市町村が行う ※発砲タイミング等は捕獲者が判断して行うが、その責任は市町村が負う。
何を用いて	主にライフル銃、特定ライフル銃（サボットスラッグ弾）、散弾銃（スラッグ弾）及び麻醉銃
何を対象に	ツキノワグマ、イノシシ（成獣に限る）
どうする	人に弾丸が当たらないよう安全確保した上で銃猟が可能 ※許可申請は不要

※ 緊急銃猟の実施については、捕獲者が単独で行うものではないことに留意する。
市町村が住民の避難及び交通規制等の安全確保をした上で実施するものである。

2. 通報時の対応及び体制表

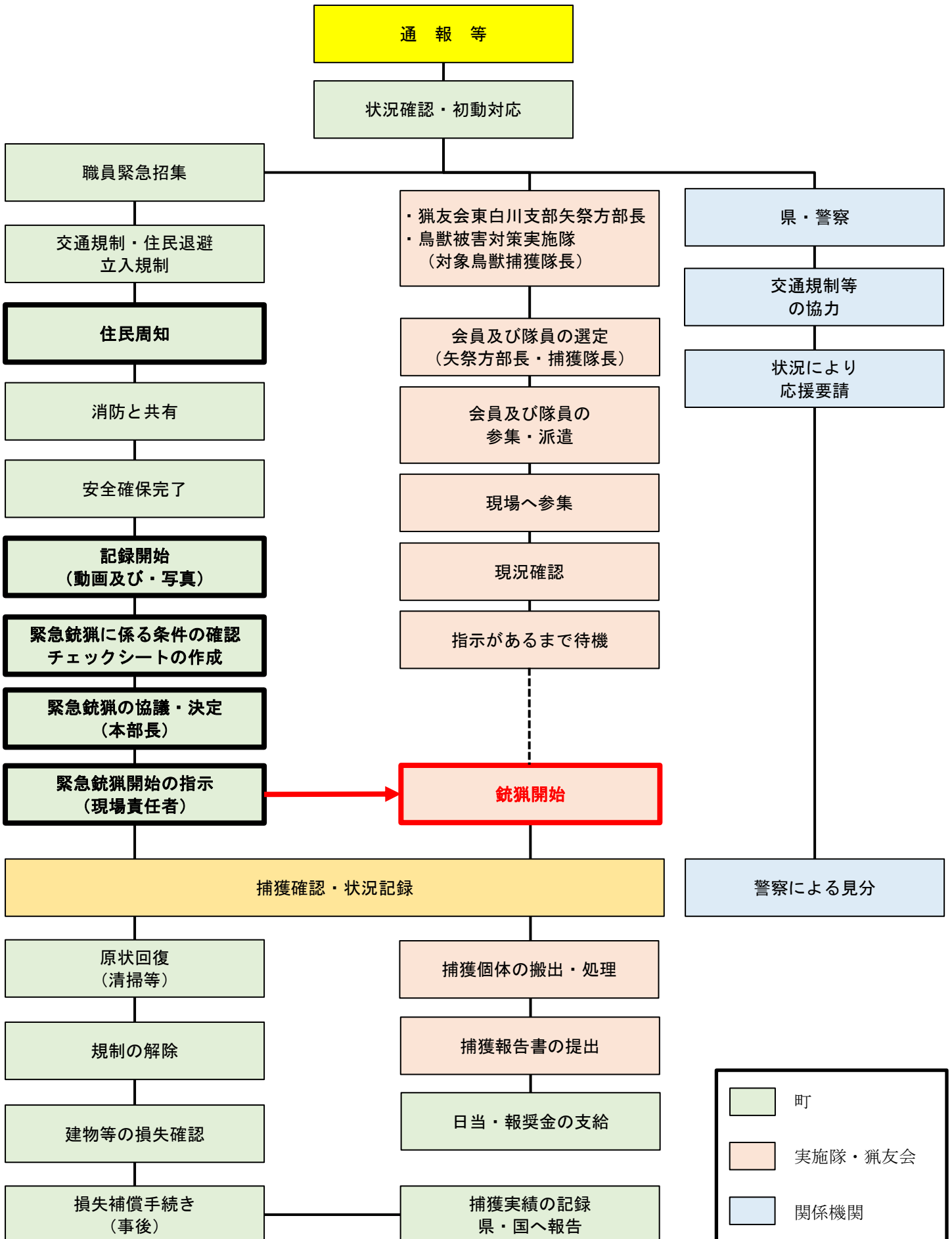
クマ等の通報があった場合は、以下のルートに従って対応する。

通報時の対応フロー



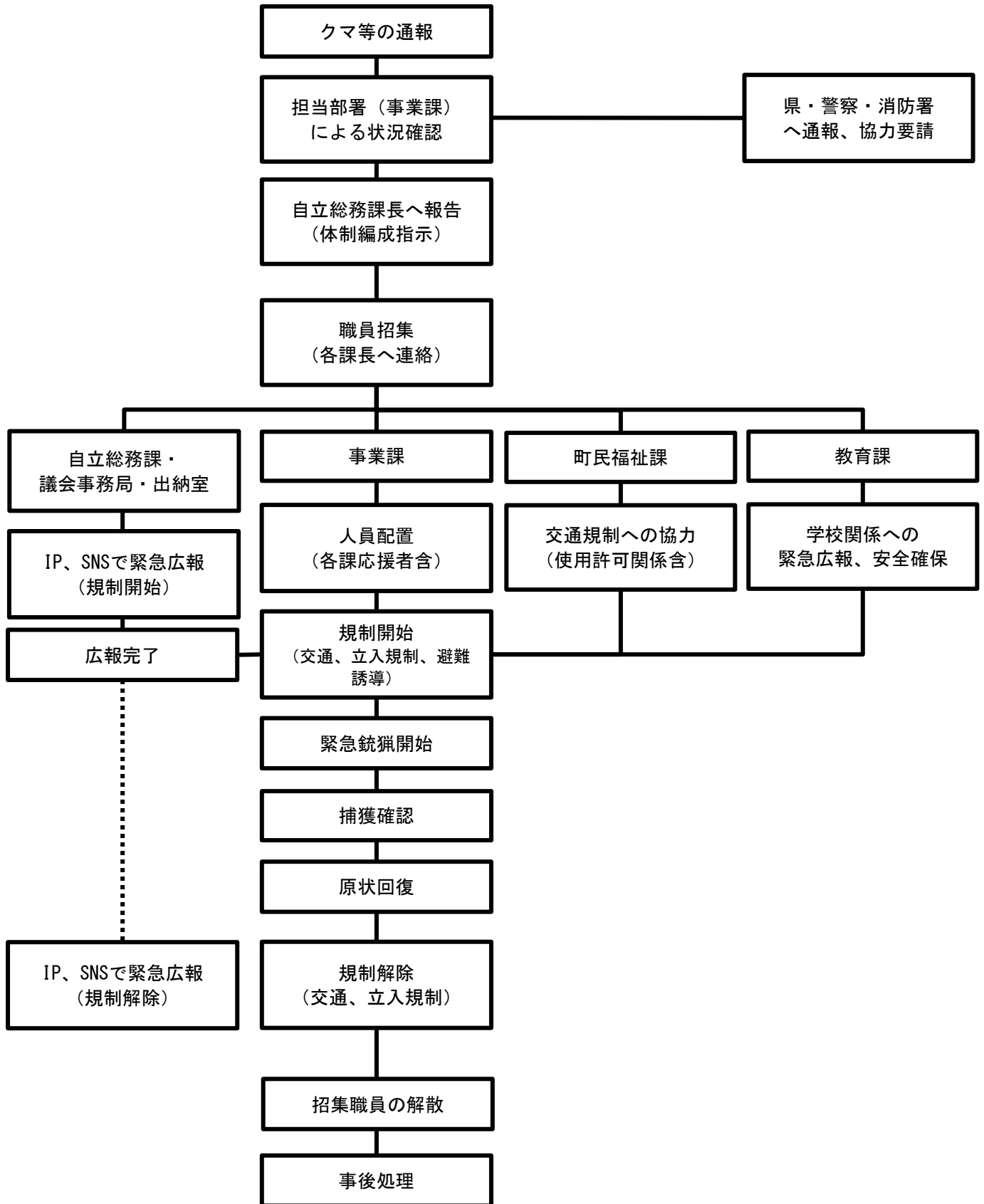
※ 農業被害は現場確認の後に必要に応じて有害捕獲（箱わな）を行う。

緊急銃猟の対応フロー



※緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリストは事前に作成

庁内体制表



役割分担表

役割	担当者	人数	内 容
本部長	町長	1名	緊急銃猟の実施指示。
副本部長	副町長 教育長	2名	本部長のサポート。
対策本部	自立総務課長	1名	本庁舎において、包括的な指示、関係機関との渉外調整、緊急銃猟の実施のために必要な判断など、本部長及び副本部長のサポートを行う。
現場責任者	事業課長	1名	対策本部との連絡調整及び現場での協議・指揮を行う。また、射手とともにクマ等の動きを追い、緊急銃猟実施の指示を銃猟実施者に行う。
現地対応班	事業課 (産業G・事業G)	10名	現地本部の管理運営を行う。また、射手とともに行動し、現場でサポートを行う。
記録班	自立総務課 (広報担当者)	1～ 2名	緊急銃猟の様子をビデオカメラ等で撮影して記録する。
交通規制班	自立総務課 議会事務局・出納室 町民福祉課	6～ 15名	3人1組以上で行動し、道路等において通行制限を行い、計画区域内への立入を制限する。
避難誘導班	教育課 事業課（地域振興G）	4～ 8名	2人1組以上で行動し、計画区域内の住民の避難誘導を行う。
捕獲者	猟友会員又は実施隊員	4名 以上	実際に緊急銃猟を実施する者（射手）。命中したとしても動きが止まらない可能性を想定し、複数名の射手がいることが好ましい。また、その場合は発砲の順番をあらかじめ決めておく。

※各人員については状況に応じ現場責任者が配分、配置する。

3. 緊急銃猟に係る条件の確認

緊急銃猟が可能な状況とは下記の(1)から(4)の条件をすべて満たす場合である。

(1) 人の日常生活圏へ侵入していること

クマ等が人の日常生活の用に供されている場所又は乗物に侵入又は侵入するおそれ大きい場合が該当する。

ア) 人の日常生活の用に供されている場所。

住居、広場、生活用道路、商業施設、農地、倉庫、畜舎、ビニールハウスその他の勤務地等の場所。

なお、登山道のような生計を立てるなどする過程で通行する必然性のない場所は、人の日常生活の用に供されている場所に含まない。

イ) 人の日常生活の用に供されている乗物。

電車、自動車、船舶等

ウ) 侵入していること又は侵入するおそれ大きいこと。

人の日常生活の用に供されている場所又は乗物に危険クマ等が侵入していることだけでなく、そのごく近傍の場所に興奮状態、又は人の日常生活圏付近への侵入を繰り返してきたと考えられる個体がいるなど、人の日常生活圏付近への侵入の蓋然性が大きい場合も、緊急銃猟によって対処することができる。

一方、単に山野にいるクマ等を「いつか人の日常生活圏に侵入するおそれがある」と解釈し、緊急銃猟によって捕獲はできない。

緊急銃猟の実施範囲



(2) 人への危害を防止する措置が緊急に必要であること

クマ等による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があること。

クマ等は、法第2条第6項において定義するとおり、人の日常生活圏に侵入した場合には人の生命身体に危害を生ずるおそれが大きいため、基本的には「人への危害を防止する措置が緊急に必要」の条件に該当することとなると考えられる。

なお、追い払い等により、現に人の生活圏の外にクマ等が逃走しようとしており、当該個体の状態から見て、当該個体が再度侵入するおそれが十分に低いと考えられるような場合等は、緊急銃猟の必要がないと考えられる。

(3) 銃猟以外の方法では困難であること

銃猟以外の方法では的確かつ迅速に当該クマ等の捕獲等を行うことが困難であること。

銃猟以外の方法でクマ等を捕獲する方法としては、状況に応じて箱わななどの使用が考えられるが、いずれもクマ等を迅速に捕獲することには適しておらず、基本的には「銃猟以外の方法では困難」の条件に該当する。

なお、クマ等であっても幼獣であっても、網等を用いることによって作業者の危険を伴わず、かつ速やかに捕獲等を行うことができる場合は、銃猟以外の方法によっても的確かつ迅速に捕獲することが望ましい。

- ※ 一律に幼獣といっても大きさによって危険性が異なることに留意する。
クマの場合、当歳仔（その年生まれ）の秋頃までは網等でも対応可能であるが、10キロを超える冬頃には人間が上に乗っても四つ足で立ち上がるほどの力があるため、幼獣といってもリスクが高い。
一方、イノシシの幼獣については、銃猟以外の方法でも対応できるものと考えられる。

(4) 銃猟によって人の生命身体に危害が及ぶおそれがないこと

銃猟によって人に弾丸の到達するおそれ、その他の人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがないことを確認する。

銃猟を行うことによって人の生命身体に危害が及ぶ場合には、人の生命身体に対する危害の防止という緊急銃猟の趣旨と矛盾する結果を生ずることとなるため、銃猟を実施することはできない。

なお、銃猟を行う際は以下の点を考慮した上で実施する必要がある。

- ・銃、実包の種類
- ・バックストップの確保及び跳弾の危険性
- ・視界及び射線の確保

4. 計画の調整

(1) 通報対応

クマ等の出沒に関する一報が寄せられた際は、目撃者から現場の状況を適切に聞き取る（警察が第一報を受けた場合には警察からの聴取を実施し、必要に応じて目撃者等から再聴取を行う）。

なお、夜間や休日に出沒した場合においては、翌日の開庁時間に目撃者または警察から通報が入ることが予想されるため、対応した職員は情報を詳細に記録した後、速やかに担当課に連絡する。連絡を受けた担当課は適切な対応を行うとともに、状況により警察と情報の共有を行う。

(2) 状況確認

目撃場所等の情報から判断し、早急に対応を要する場合は担当課において現場の確認を行う。

現場確認の後、人身被害発生のリスクが低い場合は追払い、または有害捕獲を検討し、リスクが高い場合は人員を招集し緊急銃猟の実施を検討する。

ただし、警察等の通報により、現に人身被害が発生するおそれがある場合は、現場確認を省略し必要な体制を整えること。

(3) 状況報告及び人員の招集

現場状況の確認後、緊急銃猟の実施が適当と判断された場合は、担当課長に速やかに連絡し町長部局と情報の共有を図るとともに、住民の避難及び通行制限等の計画範囲を決定し、必要な人員を招集する。併せて、猟友会東白川支部矢祭方部長及び実施隊捕獲隊長へ人員の派遣要請、警察と県に情報の共有と必要な協力を要請する。

(4) 住民周知

緊急銃猟の実施に伴う住民の安全確保のため、防災行政放送（IP告知端末）、町公式SNS（Facebook等）等による速やかな広報活動を行い、該当地区の住民避難、通行制限等の情報を住民に周知させる。

(5) 住民避難と通行制限

計画範囲内の住民避難が必要な地区については、避難誘導班において速やかに住民を避難させ、計画区域の外に出ることが最も望ましいが、クマ等がいる状況で建物外に出て避難することが困難である場合は、屋外に出ないように呼びかけた上で屋内避難をさせる。

屋内避難については、跳弾が窓に当たる等により、窓が割れ怪我をする可能性に備え、窓から離れるか、窓のない廊下に避難をさせる必要があるが、建物の壁の材質や厚さによっては弾丸が貫通してくる可能性もあるため、銃の射線方向及び射角等の状況により安全確保が難しい場合は、屋外避難を検討する。

交通規制班は、計画範囲内の車両等の立入、通行を制限し、必要に応じて警察と協力して実施する。

通行制限については、人員と車両を道路に配置することにより通行を制限す

る。

なお、カラーコーン等道路法上の工作物等を道路上に設置する場合は、道路管理者の許可を得た上で実施する必要があることに留意する必要がある。

避難誘導班及び交通規制班は、区域内の安全が確保でき次第、速やかに担当課長に連絡すること。

<通行禁止・制限措置に違反した場合の罰則について>

安全確保措置に従わず、弾丸の到達圏内に侵入、滞在し続ける者など、故意に緊急銃猟を妨害しようとする者がいる場合は、法第84条の2の規定（通行の禁止又は制限違反）により、3ヶ月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処される。

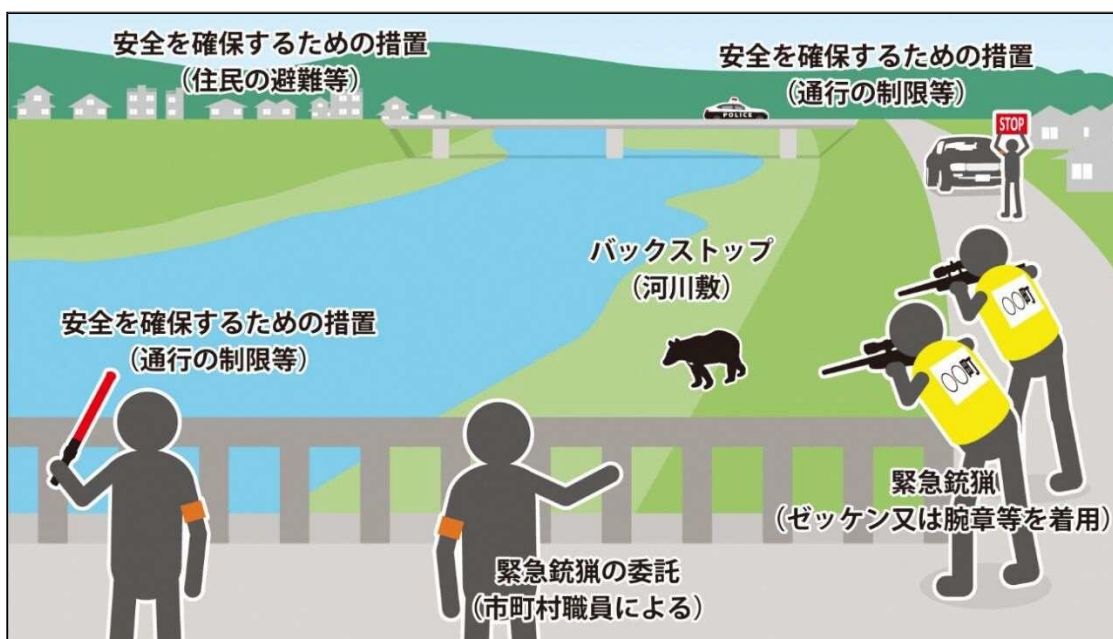
(6) 現地計画の調整

担当課において、緊急銃猟の実施が適当と判断された場合は、担当課長または課長等職以上の者が責任者として現地の指揮を行う。責任者は、捕獲者等と協議の上、捕獲計画の細部調整を行う。

(7) 緊急銃猟の開始

現場責任者は、必要に応じた住民の安全が講じられ、緊急銃猟の実施条件が満たされたことを確認した後、捕獲者に緊急銃猟の実施を委託する。

捕獲者は、準備ができ次第、捕獲者の任意のタイミングで銃猟を行う。



5. 緊急銃猟のための土地の立入り等（土地の立入り、障害物の除去）

緊急銃猟は私有地や障害物等がある場所で行われることも想定される。

基本的に地権者と調整したうえで立ち入ることが望ましいが、緊急時にはそれによらず対応できるようにするため、法第34条の3では、緊急銃猟をし、又は緊急銃猟により捕獲等をしたクマ等の適切な処理をするために必要な限度において、土地の立入りや障害物の除去ができると規定されている。

例えば、私有地に侵入したクマ等に向かって発砲するための土地の立入りや矢先に存在する障害物の除去、死亡したクマ等を回収するための土地の立入りなどが想定される。

なお、土地の立入り等を行う際は必ず身分を示す証票を携帯し、求められた場合は提示しなければならない。この証票は、緊急銃猟を実施する者が携帯する証票と区別できる必要がある。

土地等に立入る者	証 票
職 員	緑色ゼッケン、職員証
捕獲者	黄色腕章



6. チェックリスト

緊急銃猟を実施するにあたり、町は「緊急銃猟時の確認チェックリスト」を作成し、捕獲者は「緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト」を作成しなければならない。

(1) 緊急銃猟時の確認チェックリスト

町が作成する。緊急銃猟を実施の際は現場において、必ず作成しなければならない。

事案毎に作成し、作成してからでないで緊急銃猟の実施はできない。緊急銃猟実施の要件を確認する**法的根拠資料**となるため注意すること。

※ あらかじめ平時から作成しておくことは不可。

(2) 緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト

捕獲者が作成する。町長が緊急銃猟を実施させる者の要件の該当の有無を書面で確認するための資料。

緊急銃猟に従事する者に毎年提出させる。また、提出する際は、以下(ア)～(エ)の資料を添えて提出させるものとする。

(ア) 所持許可証の写し

(イ) 狩猟免状の写し

(ウ) 過去1年以内に射撃練習（ライフル又はスラッグ射撃）を2回以上実施したことを証明する書類（射撃場の領収書）

(エ) 過去3年以内に上記の射撃練習で使用した銃器と同種の銃器を使用し、クマ、イノシシ又はニホンジカを捕獲した実績を証明する書類

※ 有害鳥獣捕獲報告書など

(ア)～(エ)のうち(ウ)以外の書類については、既に町で把握している場合は、新たに提出する必要はない。

ただし、(ウ)については、緊急銃猟に従事する隊員全員が提出すること。

(3) 緊急銃猟時の対応確認書

町が作成する。緊急銃猟は実施の可否を慎重に判断する必要があることから、緊急銃猟時の対応確認書を用いて項目ごとに詳細に確認すること。

緊急銃猟時の確認チェックリスト

条文等	条 件	✓
人の日常生活圏への侵入 (法第34条の2)	銃猟を実施する場所は、人の日常生活圏であるか。 ※ 住居や広場、生活用道路、商業施設、農地その他の勤務地、電車、自動車、船舶等。	<input type="checkbox"/>
クマ等による人の生命 又は身体に対する危害 を防止する措置が緊急 に必要 (法第34条の2)	クマ等による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があるか。	<input type="checkbox"/>
銃猟以外の方法では的 確かつ迅速に危険鳥獣 の捕獲等を行うことが困 難 (法第34条の2)	銃猟以外では的確かつ迅速に捕獲できないか。	<input type="checkbox"/>
避難等によって地域住 民等に弾丸が到達する おそれがない場合 (法第 34条の2)	通行禁止・制限の措置は必要に応じて講じられているか (法第34条の4)。	<input type="checkbox"/>
	地域住民の避難は行われたか (法第34条の4)。	<input type="checkbox"/>
	広報 (HPやSNS、IP告知等) は行われたか (鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令第5条の4)。	<input type="checkbox"/>
	通行の禁止・制限を行う場合は、管轄する警察署 (警察署長) に通報を行ったか (鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令第5条の1)。	<input type="checkbox"/>
	鉄道を含む場合は、鉄道管理者へ協議が行われたか (鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令第5条の2)。 道路を含む場合は、道路管理者へ連絡したか。 場所の管理者へ連絡したか (※必要に応じて)。	<input type="checkbox"/>
	射線方向にバックストップはあるか。 ※ 屋内で壁に向けて発射する場合、その壁は十分に堅牢か、又は弾が通り抜けた場合の壁の先にバックストップがあるか。	<input type="checkbox"/>
	緊急銃猟を受託する者に留意点を伝えたか。 ※ 緊急銃猟を実施する場所、緊急銃猟の実施によって弾丸を到達させるべきではない危険性の高い物件の取扱いや、できる限り損壊すべきでない物件 (寺社仏閣、貴重品等) に関する情報、銃猟の対象鳥獣に関する情報等、やり取りに用いるジェスチャー等伝える。	<input type="checkbox"/>
その他	(※ 土地の立入りを伴う場合) 土地の立入りをを行う者は証票を身に着けているか (法第34条の3)。	<input type="checkbox"/>
	緊急銃猟を受託した者は証票を身に着けているか (法第34条の2)。	<input type="checkbox"/>
	緊急銃猟の様子を記録する用意はあるか (任意)。 ※ スマートフォン、ビデオカメラ等での撮影は捕獲者の了承を得ているか。	<input type="checkbox"/>

令和 年 月 日

責任者氏名 _____

緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト

※該当する項目に○

法令で定める事項 (必須項目)	(1) 第一種銃猟免許を所持している者である。	
	(2) 過去1年以内に緊急銃猟で使用する銃器による射撃を2回以上した者である。(ライフルまたはスラッグ射撃)	
	(3) 過去3年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器(上記(2)で使用した銃器)と同種の銃器を使用してクマ、イノシシ、ニホンジカのいずれかを捕獲等をした経験のある者である。	
夜間緊急銃猟実施の資格を有する者	射撃場における五回以上の射撃において、次に掲げるいずれかの範囲(ライフル銃(特定ライフル銃を除く。))にあつては次のイに掲げる範囲)に全て命中させる技能又はこれと同等の技能を有している者である。 イ 標的の中心から2.5cm ロ 標的の中心から5.0cm	
	夜間銃猟安全管理講習として、夜間銃猟をする際の安全の確保に関する知識等について、5時間以上の講習を修了している者である。	

令和 年 月 日

氏名 _____

※ 捕獲を行った経験は、例えば、止め刺し等の銃猟の経験も含まれる。(麻醉銃猟にあつては、例えば、錯誤捕獲個体への麻醉銃猟の経験も含まれる。)

※ 同種の銃器とは、装薬銃、麻醉銃、空気銃といった銃の種類を指す。例えば、緊急銃猟で装薬銃を用いる場合で複数の装薬銃を所持している場合、どの装薬銃での捕獲等の経験であっても、緊急銃猟で用いる銃が装薬銃である限り、その用いる銃は複数所持するどの装薬銃でも、「同種の銃器」として把握される。

7. 銃猟を行う際の留意事項

(1) バックストップと跳弾

芝生、畑等の土、グラウンドのような柔らかいものでできた地形をバックストップという。竹、金属面、岩石、コンクリート等の硬質の材や水面は跳弾のおそれが高いため避ける。

跳弾のリスクを低減するため、バックストップと弾丸が衝突する角度を可能な限り90度に近づける。このため、平地などバックストップに該当するような斜面がない場所で発砲する場合は、やわらかな地面をバックストップとして活用するため、トラック等の荷台や高い建物といった場所から、角度を付けた撃ち下ろしとすることを基本とする。

ただし、山野の急斜面などバックストップが地面と垂直に近い場合は、地面と水平に近い角度で発射することが望ましい。



図10 屋外におけるバックストップの例1

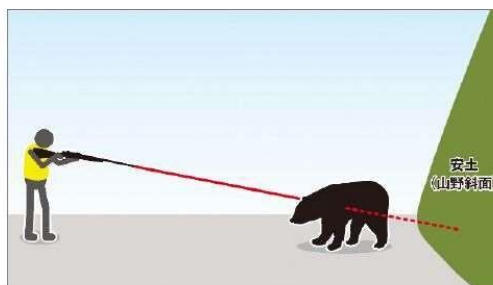


図11 屋外におけるバックストップの例2

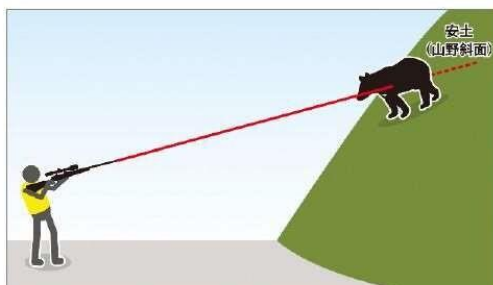


図12 屋外におけるバックストップの例3

※ 草丈の高い土地をバックストップにする場合は、万が一に草の陰に人がいることがないように、十分な安全確保を行った上で、通常以上に矢先の安全確認に十分注意する。

(2) 屋内におけるバックストップ

屋内では、弾丸が止まる堅い材質のもの（例：壁面等）をバックストップにする。弾丸がバックストップを貫通するおそれがある場合は、貫通することを想定して、貫通した先に土のような柔らかいものがバックストップとして機能するよう射線を管理する。

コンクリート壁等の硬質の材は弾丸が到達することで跳弾が発生するおそれがあるが、その硬質の材に十分な厚みがある場合、弾丸が貫通するおそれが低いと考えることができる。この場合でも、壁面のうち窓などの硬質でない箇所を銃弾が貫通しないよう、注意する必要がある。

また、盾やバリケードを用いる等して捕獲関係者等に跳弾や破片等が到達

することがないように留意する。

コンクリートブロック程度の材であればライフル弾は貫通する可能性があることに留意し、必要に応じて貫通した先の安全の確保やバックストップの確認を行う。貫通するおそれがある場合、貫通した場合の射線上のバックストップに対して十分な入射角を確保して発射する。



(3) 箱わなを使用した止め刺し

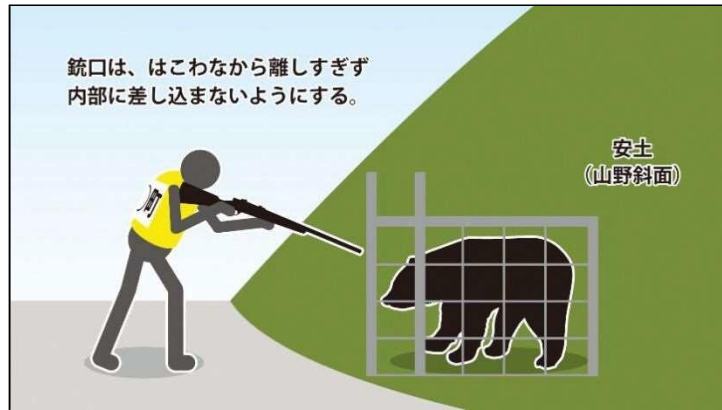
人の生活圏であれば箱わなに誘導し、止め刺しする場合も緊急銃猟を適用することができる。

なお、ドラム缶等の閉鎖的な箱わなでの止め刺しに猟銃を使用すると跳弾のおそれがあるため、電流又はナイフ等を用いた止め刺し方法を検討する必要があるが、電流やナイフ等を用いる方法ではクマが箱わな内で暴れ、急所が狙いにくく安全に止め刺しを行うことができない場合が多いため、確実に止め刺しを行うためにもクマの動きを止める方法の検討も併せて必要となる。

猟銃を使用する場合、土のうを積んでバックストップとすることも可能であるが、準備に時間を要するデメリットがあることから、箱わなの設置時と同時に配置することが望ましい。ただし、土のうがあることでクマ等の警戒心を煽り、箱わなに入らない可能性もあるため、総合的な判断が必要となる。

なお、土のうを使用する際には跳弾を発生するおそれのある硬質の材が含まれないよう注意すること。

銃口は箱わなに差し込まず、かつ離さずに構え、箱わなの格子の隙間からバックストップに向けて弾丸を発射する。箱わなから銃口を離して発射すると跳弾のリスクがある一方、銃口を箱わなに差し込むとクマに銃がはたかれるなど予期しない事態が発生するリスクがあるため十分に注意すること。



※ 箱わなにかかったイノシシの止め刺しは、基本的に通電や麻酔後の放血等によって行うこともできるが、クマについてはこうした方法を安全に行うことができない場合が多いことから、銃器による止め刺しの必要性が指摘されている。状況に応じて実現可能な安全な方法を選択すること。

※ 法改正により緊急銃猟制度が創設される以前には、建物にクマが侵入した場合には、入り口に箱わなを設置して一度わなでクマを捕獲した上で、銃猟が可能な場所に運搬し、銃器による止め刺しが行われた例があった。

しかし、運搬する際にクマ等が脱出するおそれやクマ等の爪等により捕獲関係者が生命・身体の危険にさらされている旨が指摘されている。

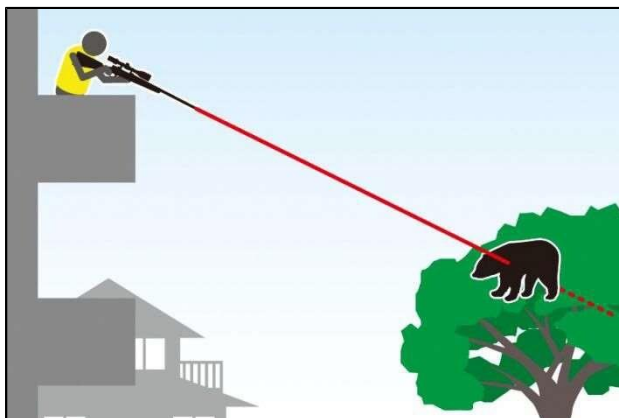
(4) 木に登ったクマの対処

クマが木に登ったまま膠着状態となることがある。

その際、木に登ったクマを地上から射撃すると撃ち上げることになり、実弾を用いる場合は弾丸がクマを貫通した場合や外した場合に弾丸が遠距離に到達することになり、安全確保が困難で不測の事故が生じるおそれがある。

このため、木に登ったままの状態のクマを緊急銃猟する場合は、クマの位置より高い位置から銃猟を行う。(跳弾を含め弾丸が人に到達しないように注意する。)

ドローンや花火等によって木からクマを下ろすことは、クマを刺激して逃走するおそれがあり、非常に危険なため推奨されない。



樹上にあるクマを銃猟する例



ドローン等による追払いは不適

(5) 捕獲関係者等や危険物への注意

弾丸がクマ等を貫通、又はクマ等が移動して弾丸を回避した場合に人がいる可能性のある場所や引火物・爆発物等の危険物に弾丸が到達しないよう、射線方向を限定する。

具体的には、捕獲関係者等は事前に捕獲適地や周辺の通行制限等の範囲を把握し、その実施状況を随時情報共有した上で、安全な射線方向を認識する。

民家の庭等の地面をバックストップにする場合、地面の下のガス管等についても考慮し、ガス管等がある場合には通常設置される標識並びに土地所有者等にその位置をあらかじめ確認すること。

なお、弾丸が貫通しない崖等の急斜面や硬質の建物の壁面等の後背の建物には弾丸が到達しないものとして扱ってよいが、それらに当たって跳弾する可能性はあることから、射手等は跳弾に対応する措置を講ずる必要がある。



クマ等が万が一逸走した場合に備え、近接する山野など逸走しても問題のない方向があればそこへ追い込むよう捕獲関係者の配置をする。

ただし、興奮したクマ等の行動は予測不能なため、特定の場所に誘導することは非常に困難であることを留意する。

また、クマ等が計画区域から離れ、緊急銃猟の実施を必要としない場所に逸走した場合は、緊急銃猟から通常の有害鳥獣駆除への移行を検討する。

(6) 夜間における緊急銃猟（夜間銃猟）

夜間における銃猟は、夜間銃猟講習を受講し検定に合格した者のみが実施することができる。

夜間に野外で銃猟を行う場合は、視界の確保が昼間と比較して困難であるため、捕獲時に光量が不足している場合は照明器具を用いて射手の視界を確保する等の対応が必要となる。

その際は、射手の后背から照明を照らすとスコープ等の照準器に光が反射して銃猟が困難となるため注意すること。また、前方だと射線上に近くなり危険なため、射手の横から照らすようにすること。

また、クマ等が逸走した場合の追跡が困難なことにも留意が必要である。万が一、夜間にクマ等の反撃や逸走した場合には、日中に比べてクマ等を追跡することが非常に困難であることから、人への危険が及ばないよう厳重に措置した上で実施すること。



夜間における緊急銃猟は、上記のとおり捕獲者は夜間銃猟の資格を有する必要があるが、以下の条件であれば夜間銃猟の資格を有さない者でも銃猟を行うことができる。

- (ア) クマ等が屋内に立てこもり、以下の要件を満たしている場合。
- ・屋内に十分な照明があること。
 - ・照明がない場合は、投光器等を使用し屋内を十分に照らすことが可能なこと。
- (イ) 警察官職務執行法第4条により、警察官の命令を受けて銃猟を行う場合。

令和7年10月現在、県内に夜間銃猟の資格を有する者はいないため、夜間の屋外での銃猟については、警察官の命令が必要となる。

8. 事後処理（原状回復、安全確保措置の解除等）

（1）安全確認

緊急銃猟の実施終了後は、捕獲個体の生死等の安全確認を行い、安全を確保する措置（通行禁止・制限の措置、地域住民の避難）の解除を行う。

安全確認には、個体の状態や跳弾はないか、どこに着弾したかなど弾丸の有無の確認を捕獲関係者で行う。また、報告のために写真を撮影することが推奨される。

確認が終わり次第、通行制限を含む安全確保措置を解除する。安全確保措置の解除の方法は、措置を講じた際の手順にならう。

（2）損失の確認

緊急銃猟の実施による第三者や物に対する損害がないか確認を行う。

（3）捕獲個体の処分及び清掃等

捕獲した個体の処分を行う際は、廃棄物処理法に基づき一般廃棄物として適切に処理を行う。

捕獲鳥獣の処分については、解体作業等の技術を要するため、主に有害鳥獣捕獲時と同様に捕獲者が担うこととなるが、可能な限り町は捕獲者に協力すること。

また、町は捕獲時に発生した血液等汚物の清掃等の原状回復を行う。

（4）損失補償

建物の損失等については、損失補償の保険手続きを行う。

※ 詳細は緊急銃猟ガイドライン（環境省 自然環境局 野生生物課 鳥獣保護管理室 作成）、「3 緊急銃猟の実施に備えた平時における事前準備（5）保険の加入（P27）」及び「4 緊急銃猟の実施について（9）損失補償手続き（P76～78）」を参照

（5）日当及び報奨金の支給

捕獲を行った猟友会員又は実施隊員は、それぞれの代表者が捕獲報告書を町に提出する。

町は報奨金を代表者に交付するほか、当日銃猟以外で出動した実施隊員には日当を代表者に支給する。

9. 保険について

緊急銃猟では、人の日常生活圏において銃猟を行うに際して、山野における従来の鳥獣の捕獲では想定してこなかった器物等への損害が生じる可能性がある。

緊急銃猟により物損や万一の人身事故が生じた場合には、実施者たる町長が損失を補償・賠償することとなっている。

町が被害を受けた者に対し補償・賠償を行う際は、それぞれの該当する保険により補償を行う。

保険	賠償対象	対象外	身体賠償 上限額	財物賠償 上限額	個人賠償 上限額
総合事務組合	被保険者が役場の依頼に応じて従事した際に発生した怪我（死亡含む）	被保険者の怪我（死亡含む）以外のすべて	被保険者の状況に応じて	なし	被保険者の状況に応じて
ハンター保険	被保険者の猟銃による怪我及び死亡事故、被保険者所有の猟犬による他損事故も含む	他人の猟犬を殺傷	1億	1億	1億
緊急銃猟	正当な業務行為（故意）による損失を補償	対人賠償		3千万	
猟友会（個人） ※1	被保険者の猟銃による怪我及び死亡事故、被保険者所有の猟犬による他損事故も含む	財物賠償	4千万	なし	4千万

※1 加入している保険会社により補償内容が異なるため上記記載内容については一例

正式な依頼に基づく実施隊の活動時は非常勤の特別職の職員であるため、緊急銃猟により人身事故、または受傷事故が発生した場合は、総合事務組合または実施隊で加入しているハンター保険のいずれかが適用される。猟友会で加入した保険については、あくまでも狩猟行為を対象としている。

また、緊急銃猟は弾丸が危険鳥獣を貫通し、貫通した弾丸が建物等の財物を損傷することを業務上故意に行う行為であり、通常の保険では補償することができないことから、町では緊急銃猟に合わせた賠償保険に加入することが必要となる。

そのため、捕獲者は緊急銃猟において発砲する際は、弾丸の貫通を懸念するあまりに銃猟をためらう必要はなく、的確な射撃をすることに集中することが出来る。

ただし、保険による補償があるからといって、闇雲に発砲するなどの誤射は避けなければならない。捕獲者は的確に銃猟を行い、最小限の損害にとどめることに留意することが重要である。

10. 資器材関係

緊急銃猟事案が発生した場合は、担当課において以下の資器材を準備する。状況に応じた班を編成し、配置された人員に応じ必要な資器材を配分する。

交通規制班（3名1組／5班15名）

備品	個数等	備考
ゼッケン	15枚	
誘導棒	15本	
拡声器	5台	
無線機	5台	

避難誘導班（2名1組／4班8名）

備品	個数等	備考
ゼッケン	8枚	
クマスプレー	4本	
拡声器	4台	
無線機	4台	
高光度LEDライト	適	薄暮時等で使用

現地本部・現場対応・記録（10名）

備品	個数等	備考
ゼッケン	10枚	
ヘルメット	10個	
盾	5個	
防具	10セット	防護ベスト、腕・足用プロテクター
クマスプレー	5本	
デジカメ	1台	
ビデオカメラ	1台	
無線機	5台	

捕獲者（実施隊3名～）

備品	個数等	備考
腕章	適	
猟友会キャップ等	適	隊員私物

11. 参考資料

<銃器の特徴>

銃器の種類	実包等	有効射程	銃器の特性
ライフル銃	ライフル弾	約 300m	銃腔にライフリングを有する。 安全な安土が確保でき、比較的遠距離の場合にはスコープ付のライフルが有効。 跳弾や貫通による事故が生じやすい屋内での使用は慎重に検討する必要がある。
特定ライフル銃	サボットスラッグ弾	約 150m 以下	銃腔長の 1/5 以上 1/2 以下の長さのライフリングを有する所謂ハーフライフル。主にサボットスラッグ弾を発射する銃器。 散弾銃の有効射程よりも遠い獲物に有効である。
散弾銃	スラッグ弾	約 80m 以下	建物内や見通しの悪い場所での捕獲では、特に対象との距離が近い場合は、スコープのない照星・照門付きの銃が取り回し良く適している場合がある。 ライフル銃と比べて貫通力は低く、近距離の緊急銃猟に最も適した銃器である。 ただし、銃や実包の種類により精度や有効射程に差がある。

※ 弾頭形状については、ホローポイントなど被弾時に弾頭がマッシュルーム状に広がる形状のものが適している。

<実包の弾頭材質>

材質	特徴	注意点
鉛	比重が大きく、柔らかい。 到達距離が大きく、貫通しにくい。 跳弾が生じにくい。	比重が大きく、最大到達距離が大きい。 跳弾しにくいことが利点となる。
非鉛 銅、鉄など	比重が小さく、固い。 到達距離が小さく、貫通力が大きい。 跳弾が生じやすい。	硬質であるため貫通力が大きく、生物の体内や壁等を貫通しやすい。跳弾が生じやすい。

<クマの特徴>

クマの身体的特徴として、ツキノワグマは、体長 1.2～1.5m、体重 60～100kg に及び、ヒグマは、体長 1.5～2m、体重 100～400kg にまで及ぶ。目はあまり良くないが、耳や鼻の感覚が優れている。身体能力も優れており、時速 50km 程度で走るとされる。

一般的には警戒心が強く人を避けると言われているが、突発的に人と出会うと防御的な攻撃を招くおそれがある。人と衝突した際の人への被害は全身に生じる。特にクマの爪は鋭く、ひっかかれた際には、顔面や頭部をえぐられる被害が報告されている。場合によっては、顔面外傷だけでなく、顔面挫創，顔面骨折，眼球損傷まで被害が及ぶことがある。

また、エサへの執着性が強く人の日常生活圏のカキやクルミの実に執着し始めると、実がなくなるまで食べに来ることがある。さらに人の気配を感じると物陰に隠れたりする傾向にあることが報告されている。

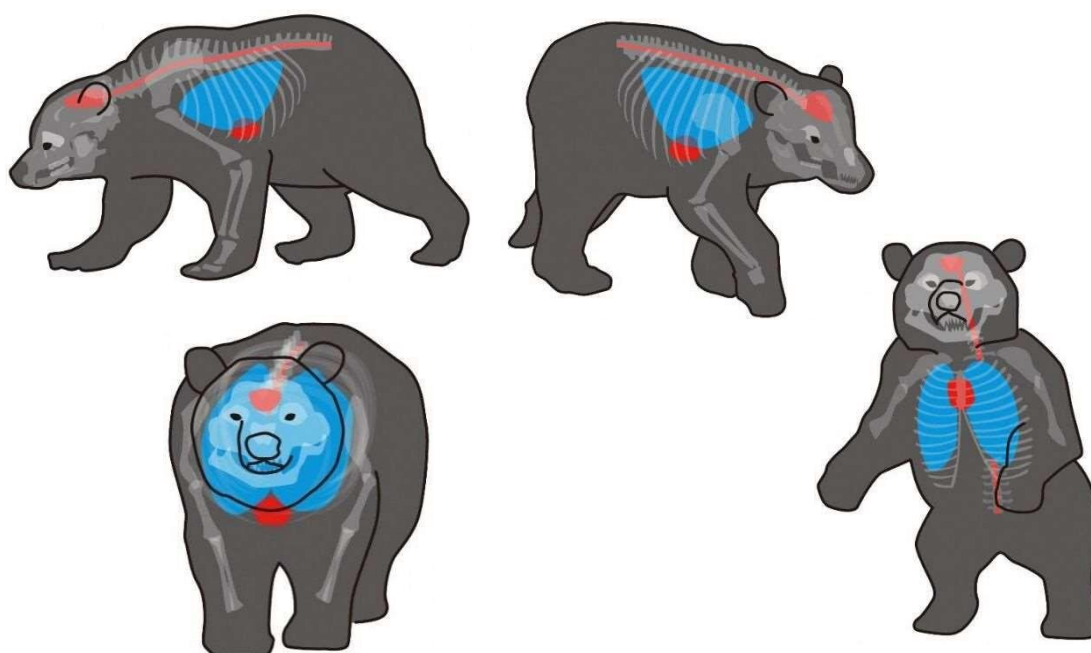
<クマの急所等>

クマを即倒卒倒させるためには、急所である頭部（脳）や胸部（肺や心臓）を狙うのが望ましい。

射手の高い技術が求められるが、これらの急所を狙うことで、クマは卒倒し動けなくなる可能性が高い。頭部を狙うと効果的である理由は、頭部（脳）から頸椎（脊髄）にかけて重要な中枢神経が集中しているためであるが、クマの頭蓋骨は非常に厚く、跳弾のリスクがあるため、頭蓋骨の正面に当てるのではなく、頭部の側面を撃つようにするのが効果的である。

また、なるべく貫通させないように銃撃をする際には、胸部を狙う。肩甲骨は頑強で貫通の可能性は低くなるが、半矢にする確率が非常に高い。首の付け根あたりを狙うのも効果的であるが、クマの首は比較的短く、頭や首をよく動かすため、着弾箇所が外れる可能性があることに留意すること。

クマのバイタルエリア



頭部（脳）や胸部をうまく狙うことが重要であるが、頭部は対象が小さく、胸部は横向きからの射撃の場合、前足の骨に当たるため狙いにくく、外した場合は手負いにする可能性がある。

迅速に事態を収束させ周囲の安全確保に寄与するため、かつ、可能な限り苦痛を与えず人道的な捕獲を行うためには、捕獲者は確実に急所を狙えるよう研鑽することが重要である。したがって、手負いにするのを確実に避けるため、急所に当たるよう確実に銃床を肩付け及び頬付けし、しっかり対象を狙って発砲をすることが重要である。

なお、緊急銃猟を行う際は、人の日常生活圏での銃猟という特殊性に鑑み、なるべく跳弾することなく、クマの体内に弾丸が留まることが好ましい。他方で、緊急銃猟は前提として安全確保により、地域住民等に弾丸が到達するおそれがないため、弾丸の貫通を懸念するあまりに銃猟をためらう必要はなく、確実に銃猟を行うという意識の方が重要である。

<射撃について>

手負いや反撃のリスクを考慮しつつ、使用する銃種・実包及びクマとの位置関係を踏まえ、クマが望ましい体勢を取った瞬間に発砲をすることが重要である。

① 斜め前向き姿勢から狙う場合

クマの斜め前向きから銃猟を行う際は、首や肩の前部を狙うことで肺や心臓を狙う。ただし、軽い弾丸はクマの骨で跳ね返る可能性があることに注意する。

② 斜め後ろ向き姿勢を狙う場合

クマの斜め後ろ側から銃猟を行う際は、肺や心臓を狙う。クマの肩の後ろ側に弾丸を撃ち込むことで肺や心臓に着弾させる。

③ 正面の姿勢を狙う場合

クマの正面を射撃ポイントして首と胸部を狙う。正面の頭蓋骨に当てないように気をつけること。

④ 横向き姿勢を狙う場合

クマを横向きから射撃し、頭部や胸部に着弾させる。頭部の射撃ポイントとして横むきから脳を狙う。また、胸部の射撃ポイントは、クマの肩や脚の骨が弾丸をはじく可能性があるため、骨を砕くほどの十分な火力をもって、心臓や肺に到達させる必要がある。適切な銃器・実包等を使用されたい。

横向きへの射撃の場合、首も狙えるが、クマの首は比較的短く、また頭や首をよく動かすため、命中率が低く、熟練の捕獲者でなければ難しい。

<イノシシの特性>

イノシシは、緑地や河川などを使って移動し、人の日常生活圏に出没することがある。人の日常生活圏に侵入したイノシシはパニック状態に陥りやすく、攻撃性が高いことから、人に向かって突進したり、鼻先で人を突き上げ転倒させたり、人の下半身を噛んだりする被害が報告されている。

イノシシは興奮すると、牙を鳴らして音を出す、毛を逆立てる、慌ただしく走り回る、地面を脚で引っ掻くといった行動をとり、執拗に人に襲いかかる可能性もある。

イノシシは大型であり、体長は1～1.7m、体重は80～190kgに及ぶ。突進力が非常に強く、時速45kmで走ることができる。跳躍力にも優れ、助走なしで1mの高さの構造物を乗り越えることもある。また、イノシシは逸走する際に見通しの良い方向に逸走する傾向があり、その場に停滞しない傾向がある。

イノシシの身体的特徴は、発達した鋭い犬歯を持っていることである。特に下顎の犬歯は大きく、長さ7～8cm前後に達するものもある。また、上顎の犬歯も上向きに成長し、上下で合わせて1本の鋭いナイフのような形態となる。

この発達した犬歯を用いて噛むだけでなく、鼻先を突き上げ巨体で突進する。イノシシの体高は60～90cmであり、突進され突き上げられた場合には、下半身や下腹部の動脈を損傷することが報告されている。

<イノシシの急所等>

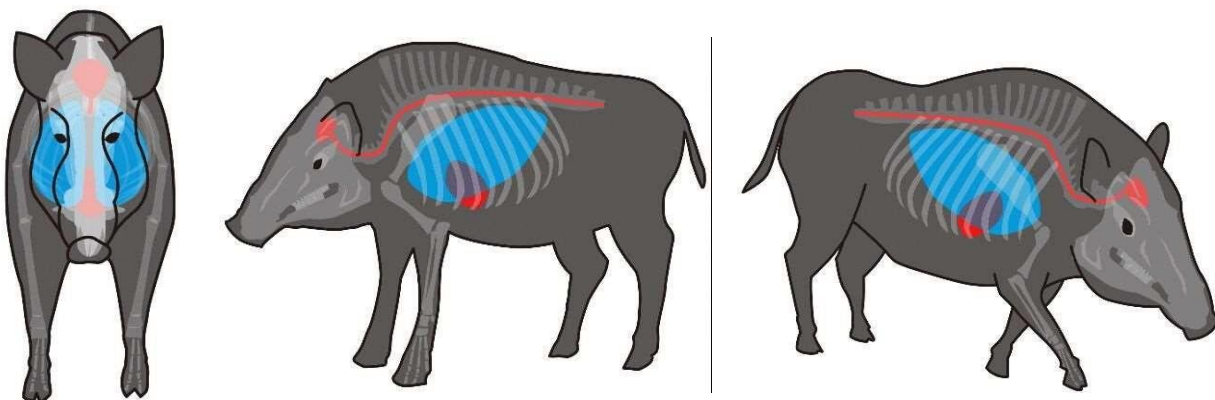
イノシシの急所は、クマ同様に頭部（脳）、喉元から胸部（心臓、肺）であるため、狙うポイントはクマの<射撃について>の記載を参照のこと。

イノシシの銃撃をする際は、正面から胸部を狙うと良い。その際に、弾丸がイノシシの鼻筋（緩傾斜部）に当たると弾が跳弾しやすい。麻酔銃の場合は、肩や腿など大きな筋肉に命中させると良い。

なお、イノシシの緊急銃撃を行う際は、クマを緊急銃撃する際と同様に人の日常生活圏での銃撃という特殊性に鑑み、なるべく跳弾することなくイノシシの体内に弾丸が留まることが好ましい。他方で、イノシシもクマと同様に反撃のリスクがあるため、手負い状態にしないという意識が大事であるが、弾丸の体内貫通を懸念するあまりに、銃撃をためらう必要はない。

手負いや反撃のリスクを考慮しつつ、使用する銃種・弾種及びイノシシとの位置関係を踏まえ、イノシシが望ましい体勢を取った際に銃撃をすることが重要である。

イノシシのバイタルエリア



<参考資料>

環境省 自然環境局 野生生物課 鳥獣保護管理室
「緊急銃猟ガイドライン」抜粋